

一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会審査日程

日 時 令和8年2月26日（木）

民生福祉常任委員会終了後

場 所 第2委員会室

～審査内容～

1 議案第2号 令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第12回）について

審査番号① 福祉部

(1) 歳出に係る説明

○ 4-1-1、4-1-2 健康増進課

(2) 歳出に係る質疑

審査番号② 市民部

(1) 歳出に係る説明

○ 4-1-1、4-1-4、4-2-2 環境課

(2) 歳出に係る質疑

審査番号③ 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 3-2-1、3-2-2、3-2-3、3-2-4、4-1-1 子育て支援課

（歳入 15-1-1、15-2-2、16-1-1、16-2-2、22-1-2）

繰越明許費補正：物価高対応子育て応援手当給付事業

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号④ 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 3-1-1、3-3-2 社会福祉課（歳入 15-1-1、15-2-2）

○ 3-1-1 保険年金課（歳入 15-1-1、16-1-1）

繰越明許費補正：生活保護費追加給付事業

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号⑤ 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 3-1-2、3-1-9 障害福祉課（歳入 15-1-1、16-1-1）

○ 3-1-1、3-1-3 高齢福祉課（歳入 16-2-2）

繰越明許費補正：高齢者福祉施設等整備補助事業

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号⑥ 市民部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 2-1-13 生活安全課（歳入 15-2-1）

○ 2-3-1 市民課（歳入 15-2-1）

繰越明許費補正：戸籍情報システム改修事業

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

生活保護基準改定に関する最高裁判決に伴う追加給付事業

1. 経緯・概要

平成25年の生活扶助基準改定において、デフレ調整等を理由に生活保護基準を引き下げが行われたことを受け、受給者らが全国で取消訴訟を提起し、令和7年6月27日の最高裁判決で改定は、物価変動率のみを直接の指標としデフレ調整をすることとした点において、基準部会等による審議検討を経ていないなど、専門的知見との整合性を欠くところがあり、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり生活保護3条、8条2項に違反して違法とされた。

この判決を受け、国は専門家委員会を設け、基準の再検討や差額の取り扱いについて検討を行った結果、高さ（水準）調整を▲2.49%の水準で実施し、平成25年生活扶助基準改定で実施した物価の変動に基づく水準（高さ）調整▲4.78%との差額を追加給付することとした。

○生活保護法

(最低生活)

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(基準及び程度の原則)

第八条 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

2. 対象世帯

平成25年8月以降において保護を受給していた世帯（現在保護停止・廃止中の世帯含む）

ただし、平成30年以降の期間は、入院患者日用品費、救護施設等の基準生活費、期末一時扶助、障害者加算等を受給した世帯に限る

※死者は対象外

3. 支給方法

【保護受給中の世帯】

保護費振込口座に振込※口座を持ってない世帯については、窓口払い

【保護廃止世帯】

当時の世帯主からの申出を受けての支給

4. 歳出（概算）

3 款民生費 71,487 千円

- ・ 事業費（扶助費）70,000 千円（見込み世帯数：1,032 世帯）

財源：国 3/4 市 1/4

- ・ 事務費 1,487 千円（システム改修費、消耗品、郵送料、職員時間外等）

財源：全額国庫負担

5. 今後のスケジュール（予定）

3 月（議決後） システム改修契約・導入

3 月～4 月 対象者の抽出

4 月以降 受給中世帯への支給開始

※廃止世帯の申出受付期間については、今後、国から統一的に示される予定。